

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

なお、本件入札においては、最低制限価格を設定している。

令和 8 年 2 月 9 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 工事の概要

案件番号	3300090900020250074	工事概要	岡山中央、岡山東、岡山西、岡山南及び岡山北警察署管内の信号機改良工事
工事番号	信号第 8-3 号		
工事名	信号機改良工事		
路河川名	一		
工事場所	岡山市中区門田屋敷本町 2 番 6 号先外 40 か所		
予定工期	本件入札による契約を締結した日から令和 8 年 11 月 30 日まで		

2 入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1 入札参加資格共通事項	「一般競争入札（条件付）公告共通事項」1 のとおり
2 当該入札参加資格業種	電気工事
3 業者格付	A
4 経営事項審査評定値	一
5 営業所の所在地に関する条件	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を岡山県内に有していること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を岡山県内に有していること。

6 特定建設業許可に関する条件
一

7 施工実績に関する条件
1) 平成 22 年度以降に元請負人として、日本国内において、請負金額が 2,000 万円以上の電気工事又は電気通信工事（いざれも交通安全施設に関するもので、平成 22 年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。 2) 岡山県が発注した電気工事のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成 13 年 1 月 1 日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）による評定点の平均点が、65 点未満でないこと。

8 配置技術者に関する条件
次の条件を満たす建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を含む。以下同じ。））を本件工事に専任で配置することができる。なお、同条第 3 項の規定に該当しない場合にあっては、専任であることを要しない。

- 1) 本件工事の入札参加資格確認申請日以前に 3 月以上の雇用関係があること。
- 2) 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

また、本件工事には、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1) 本件工事と兼務する工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）がそれぞれ1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

2) 同一の主任技術者又は監理技術者を配置する工事が2件に限ること。

3) その他建設業法第26条第3項第1号に規定する要件を全て満たすこと。

なお、本件工事には、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1) 監理技術者補佐は、建設業法その他関係法令に定める要件を全て満たすこと。

2) 同一の特例監理技術者を配置する工事（2件に限る。）の場所が、同一の県民局の管内（地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所の管内にあること。

ただし、建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者に係る特例と特例監理技術者に係る特例とを併用することはできない。

9 その他

—

3 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場 所 ・ 方 法 等
1) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の配布	令和8年2月9日から 令和8年2月24日まで	岡山県警察ホームページ（入札・契約）からダウンロードすること。
2) 入札参加資格確認申請書の作成及び提出	令和8年2月9日午前9時から 令和8年2月24日午後4時まで	電子入札システムによる。
3) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の提出	令和8年2月9日午前9時から 令和8年2月24日午後4時まで	電子入札システムによる。
4) 資格確認書の配布	令和8年2月9日から 令和8年3月9日まで	岡山県警察ホームページ（入札・契約）からダウンロードすること。
5) 資格確認書及び資格確認書類の提出	令和8年3月5日から 令和8年3月9日までの午前9時から午後4時まで ただし、第一落札候補者等以外の者で、開札日の翌日以降に資格確認書及び資格確認書類の提出を求められたものについては、契約担当者が電子入札システムにより指定した日時	場所：〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部会計課契約担当 方法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。） 対象：電子入札システムにより提出を求められた者に限る。
6) 設計図書等の閲覧等	令和8年2月9日から 令和8年3月5日まで	岡山県警察ホームページ（入札・契約）からダウンロードすること。
7) 設計図書等への質問の受付	令和8年2月9日から 令和8年2月26日までの午前9時から午後4時まで 注）ファックスの送信先	方法：電子入札システム又はファックス 場所：岡山県警察本部会計課契約担当 宛先：086-221-2291
8) 回答書の閲覧	回答可能となった日から 令和8年3月4日まで	岡山県警察ホームページ（入札・契約）
9) 入札の受付	令和8年3月3日午前9時から 令和8年3月5日午前10時まで	電子入札システムによる。 入札価格の内訳書を提出するとともに、電子くじ用のくじ番号を入力すること。

10) 開札	令和8年3月5日午前10時	岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部庁舎2階入札室
11) 入札結果の公表	落札者を決定した日の翌日以降 注) 閲覧による公表は、午前9時から午後4時まで	岡山県警察ホームページ(入札・契約) 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部情報公開室
12) 入札参加資格がないとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して3日以内	場所: 岡山県警察本部会計課契約担当 方法: ファックス 宛先: 086-221-2291
13) 入札参加資格がないとされた者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内	方法: ファックス

- 注) 1 上記のうちインターネットによる手続によらない場合及び7)において電子入札システムを利用する場合の期間については、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
 2 岡山県警察ホームページ（入札・契約）アドレス
<https://www.pref.okayama.jp/site/321/detail-72222.html>
 3 電子入札システムアドレス（岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト）
<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

4 契約の締結

落札者の決定から本件工事請負契約を締結するまでの間に、落札者が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止の措置を受けたとき、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けたとき、建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。）を受けたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき（更生手続開始の決定を受けているときを除く。）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき（再生手続開始の決定を受けているときを除く。）又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る契約を締結しない。

5 契約担当者

岡山県知事 伊原木 隆太

6 契約条項を示す場所

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部会計課契約担当
電話 086-234-0110 内線 2242

7 その他

- (1) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。
 なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (2) この公告に定めのない事項については、「一般競争入札（条件付）公告共通事項」で定めるところによる。